

水 振 第 2 7 5 号  
令和 2 年 7 月 2 9 日

一般社団法人 北海道水産土木協会会長 様

北海道水産林務部長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応について  
(通知)

工事現場の熱中症対策に係る経費の補正については、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」(令和2年4月8日付け水振第35号)により通知しているところですが、今般、国において新型コロナウイルス対策に伴う「建設業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年7月1日変更版))」が改訂されたことに伴い、熱中症リスクの低減の観点から、当面の対応を次のとおり通知します。

1 用語の定義(真夏日)(特記仕様書記載例も同様)  
(現行)

日最高気温が30℃以上となる日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(当面の間読み替え)

日最高気温が28℃以上となる日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が28℃以上の場合とする。

2 適用

通知日より適用

なお、既契約工事については、本通知の適用日以降であれば適用するものとする。

( 水産振興課漁場整備係 )  
担当：北・大下  
内線：28-274